

## ■ ■ ■ 会 員 規 約 ■ ■ ■

### 第1条(総則)

1. 本規約は、プライアスタ合同会社(所在地:福岡県糟屋郡新宮町夜臼1-3-22 以下「会社」といいます。)が運営するPLIZジムが提供するサービスにおいて適用されるものとします。

2. 本規約は、本ジムを利用する者(以下「施設利用者」といいます。)が、本ジムへ入会または本ジムを利用する上で守るべき定めであり、その効力は全ての施設利用者に及ぶものとします。

### 第2条(目的)

本ジムは、スポーツを通じた施設利用者の健康維持推進および技術向上等のため、施設とサービスを施設利用者に提供することを目的とします。

### 第3条(会員制)

1. 本ジムは会員制とし、会員とは次条に定める入会資格を満たし、次項の諸手続きを完了することで、本ジムの利用に関する契約(以下「本契約」といいます。)を会社と交わした個人をいいます。

2. 本ジムに入会される個人(以下「入会申込者」といいます。)は、本規約を承諾し、会社所定の入会申込書、同意書、その他各種申請書等(以下「入会申込書等」といいます。)に正確な情報を記載し、提出しなければなりません。

なお、本ジムで必要と判断した場合、本ジムは、入会申込者に対し、医師による診断書および施設利用に関する誓約書の提出を求められることができるものとします。

3. 本ジムの会員の種類(利用条件および特典等を含み、以下「会員種別」といいます。)は別に定めます。なお、本ジムは、必要に応じて会員種別を新規に設定、変更または廃止することができます。

4. 本ジムはその裁量により、入会の申込みについて承認すること、または承認しないことができるものとします。

### 第4条(入会資格)

本ジムは、会員が自己管理のもとで施設を利用できることを前提とし、本ジム、本ジムのスタッフおよび他の施設利用者に対し信義に従い誠実に行動することを入会の条件とします。

なお、次の各号のいずれかに該当する方は本ジムの会員になることができません。

- ①本規約、本ジムの諸規則および注意事項等(以下「本規約等」といいます。)を遵守できない方
- ②社会的信用のある書面等により本人であることの確認ができない方
- ③刺青(タトゥーまたは刺青との判別が困難なペインティング等の擬似刺青を含みます。)をしている方
- ④暴力団関係者を始めとする反社会的勢力に該当すると会社が判断した方
- ⑤健康状態に異常があり、医師等により運動を禁じられている方
- ⑥伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している方
- ⑦未成年の方(但し、第5条の場合を除きます。)
- ⑧本ジムにおいて過去に除名等の理由により会員資格を喪失した方
- ⑨公序良俗に反する行為等により、公的、私的を問わずスポーツジム等の会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのある方
- ⑩会社が発行する施設利用券による利用者等、会員とならずに本ジムを利用した方で、公序良俗に反する行為等により、過去に会社より利用禁止を宣告された方または会社が利用禁止の判断をした方
- ⑪その他本ジムが会員としてふさわしくないと判断した方

### 第5条(未成年者の取扱い)

1. 未成年者が会員となる場合において、その未成年者が18歳以上であるときは、所定の書類に本人とその親権者が連署しなければならないものとし、この場合、当該親権者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

2. 未成年者が会員となる場合において、その未成年者が18歳未満であるときは、本人が会員として本ジムを利用し、その親権者が本契約の契約者として一切の義務を履行するものとします。なお、当該未成年者とその親権者はそれぞれが本規約に基づく責任を負うものとします。

#### 第6条(会員の権利および義務)

1. 会員は、本規約等および会員種別の性質に従い、本ジムおよび付随するサービスを利用することができます。
2. 本ジムは、前項で規定する権利を除き、会員に対して、本ジム等その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を認めるものではありません。
3. 会員は、本規約等を遵守し、これらに定める義務を履行することによって会員の資格を維持できるものとします。

#### 第7条(会費等)

1. 会員は、本ジムへの入会にあたり、本ジムが別で定める入会金を支払うものとします。
2. 会員は、本ジムの利用にあたり、本ジムが別で定める月会費または受講料(以下「月会費等」といいます。)を支払うものとします。なお、会員は、会員資格を有する限り、現に本ジムを利用しない場合も月会費等の支払義務を負うものとします。
3. 本ジムが別で定める食事指導を始めとするオプションの月額利用料金(以下「各種利用料」といいます。)は月会費等に含まれず、別途支払うものとし、月会費等と同様、各種利用料の利用契約を会社と交わした会員は、利用資格を有する限り、現に本ジムを利用しない場合も各種利用料の支払義務を負うものとします。
4. 会員は、入会金、月会費等、各種利用料、第23条に定める休会料(以下合わせて「会費等」といいます。)を、本ジムが別に定める納入期日までに、会社所定の方法で支払うものとします。
5. 会費等について、本ジムは、理由の如何を問わず返還しないものとします。
6. 本ジムが別で定める有料レッスン、イベント等の参加費、レンタル品の利用料等(以下「参加費等」といいます。)は月会費等に含まれないものとし、参加または利用を希望する会員はその都度、参加費等を支払うものとします。

#### 第8条(会費等の改定)

1. 本ジムは、経済事情等を鑑み、会費等の改定を行うことができます。なお、この改定は、改定した日から将来に向かって適用するものとします。
2. 前項の会費等の改定を行う場合、本ジムは、本ジムの会員に対し、当該改定の1ヶ月前までに、書面によって通知するものとします。

#### 第9条(会費等の滞納)

1. 会員が、会費等の支払いを滞納した場合は、本ジムは、当該会員を当該滞納と同時に、当然に会員資格停止処分とするものとします。
2. 前項の場合、会員が滞納した会費等につきその全額を現金または本ジムが指定した方法でただちに支払わない限り、本ジムは会員資格停止処分を取り消すことはありません。  
なお、本ジムは、会員が滞納した会費等については、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される延滞利息を付することができるものとし、会費等と一括して本ジムが指定する方法で支払いを求めることがあります。その際の必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。
3. 第1項により資格停止となった会員が、その後、滞納した会費等を支払うことなく、以下のいずれかに該当するに至ったと同時に、第18条の定めにかかわらず、本ジムは、当該会員を当然に除名するものとします。  
①会費等を累積して2ヶ月分延滞したとき。

②会費等を1ヶ月分滞納している場合であって、本ジムが相当な期間を設け、当該会費等の支払いを2回以上書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払われなかったとき。

#### 第10条(会員種別の変更)

1. 会員は、会員種別を翌月から変更する場合は、本ジムが別に定めた期日までにその旨を本ジムに申し出るとともに、本ジム所定の手続きを行わなければなりません。なお、会員種別の変更にかかる手数料はありません。

2. 前項の場合、本ジムが別に定めた期日を過ぎてから申し出たときは、その変更は翌々月からの変更となるものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。

#### 第11条(本規約等の遵守)

1. 会員は、本規約等、その他会社または本ジムが定める事項を遵守しなければなりません。

2. 会員は、本ジムの具体的な利用にあたり、本ジムのスタッフの指示に従わなければなりません。

#### 第12条(禁止事項)

会員は、本ジムの施設内または本ジムの施設周辺において、次の行為をしてはいけません。

- ①本ジムの施設利用者、本ジムのスタッフ、本ジムまたは会社を誹謗・中傷する行為
- ②施設利用者または本ジムのスタッフに対する以下の迷惑行為
  - (ア)殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為
  - (イ)物を投げる、壊す、叩く等の危険行為
  - (ウ)奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為
  - (エ)待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為
  - (オ)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で拘束する行為
- ③盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為
- ④刃物等の危険物を館内に持ち込む行為
- ⑤飲酒をしてからの施設の利用
- ⑥本ジムの施設等を故意に長時間独占する行為
- ⑦本ジムの施設等を破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為
- ⑧本ジムの器具、その他の備品の持ち出し行為
- ⑨本ジムの許可なく、施設内において撮影をする行為
- ⑩本ジムの許可なく、インターネット上で本ジムにおける情報を公開する行為
- ⑪物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為
- ⑫ビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為
- ⑬社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為
- ⑭その他本ジムの秩序を乱す行為

#### 第13条(入場の禁止および退場)

本ジムは、会員が以下の各号に該当した場合、施設への入場の禁止または退場を命じることができます。

- ①本規約等を遵守しないとき。
- ②第4条に規定する入会資格を満たさないことが判明したとき。
- ③第16条に規定する禁止行為があったとき。
- ④飲酒等により、正常に本ジムの施設を利用することが困難であると本ジムが判断したとき。
- ⑤負傷、発病等で施設の利用が困難であると本ジムが判断した場合で、回復等によりその原因が止んだことを証する医師の診断書を本ジムが求めたにもかかわらず、これを提出しないとき。
- ⑥その他本ジムの施設を利用することが困難であると本ジムが判断したとき。

#### 第14条(報告義務および会員資格の一時停止)

1. 会員は、以下の各号に該当した場合、本ジムを利用する前に本ジムにその旨を速やかに報告しなければなりません。

- ①妊娠していることが判明したとき。
- ②怪我または疾病により医師から運動、入浴等を禁じられたとき。

③その他正常な施設利用ができないことが判明したとき。

2. 本ジムは、前項各号の報告を受けた場合、当該会員の会員資格を一時的に停止することができます。

3. 第1項各号の報告により会員資格の一時停止を受けた会員が、運動および正常な施設利用が可能であることを証する医師の診断書等を持参しない限り、本ジムは、当該会員資格の一時停止を解除しないものとします。

4. 会員が、第1項各号の報告を怠りまたはその事由を隠匿して本ジムを利用した場合、それに起因して会員本人または第三者に生じた損害について、本ジムは一切責任を負わないものとします。

5. 第1項各号の事由により、または会員による第1項各号の報告もしくは第3項の会員の対応の遅延により、当該会員が本ジムを利用できなかったとしても、当該会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

#### 第15条(会員資格の強制停止)

1. 本ジムは、会員が以下の各号に該当した場合、会員資格の全部を停止するものとします。

①第9条第1項に該当したとき。

②本ジムを利用中に意識喪失等を発症したとき。

③医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。

④その他正常な施設利用ができないと本ジムが判断したとき。

2. 前項第2号乃至第4号により会員資格を停止した場合、当該会員が、運動および正常な施設利用が可能であることを証する医師の診断書等を持参し、会社所定の誓約書に署名しない限り、本ジムは当該会員の資格停止を解除しないものとします。

3. 本ジムは、会員資格を停止されている会員について、その停止の原因が解消されたと判断した場合、当該会員の会員資格の停止を解除することができるものとします。

4. 会員が第1項第3号または第4号により会員資格停止となった場合で、改善する見込みがないと本ジムが判断したとき、本ジムは当該会員につき、本ジムを退会させることができるものとします。

5. 本ジムは、会員が正常に施設を利用することが困難であると合理的に判断した場合で、当該会員が自主的に退会または休会等の手続きをすることができない状況であると判断したときには、第1項第4号に基づき会員資格を停止するとともに、当該会員の承諾なくして、当該会員が予め提出した緊急連絡先にその旨を連絡することができるものとします。

6. 第1項第2号乃至第4号の事由による会員資格の停止により、または第2項の会員の対応の遅延により、当該会員が本ジムを利用できなかったとしても、当該会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

#### 第16条(除名)

1. 本ジムは、会員が次の各号の一に該当した場合は、当該会員を本ジムから除名することができます。

①第4条に規定する入会資格を満たさないことが判明したとき。

②第12条に規定する禁止行為があったとき。

③本規約等に違反したとき。

④第9条第1項に該当したとき。

⑤入会に際して本ジムに虚偽の申告をしたこと、または第4条に違反していることを故意に申告しなかったことが判明したとき。

⑥本ジムの施設等を故意または重過失により破損したとき。

⑦他の会員等の第三者または本ジムのスタッフに対するストーキング行為、セクシュアルハラスメント等、公序良俗に反する行為があったとき。

⑧他の会員等の第三者との喧嘩、口論等のトラブルにより、他の会員等の施設利用または本ジムの円滑な施設運営を妨げたとき。

⑨本ジム内における宗教活動、政治活動、営業行為、その他本ジムの目的に反する行為により、本ジムの秩序を乱し、または会社および本ジムの名誉・品位を傷つけたとき。

⑩その他、会員としてふさわしくない言動があったと本ジムが認めたとき。

2. 本ジムは、前項各号に該当したことにより除名対象となった会員について、その行状および状況を鑑み、除名処分を猶予し除名勧告処分に留めることができるものとします。

3. 会社は、前条により会員資格を停止されている会員または第9条第3項もしくは本条第1項に基づき本ジムから除名された会員について、本ジムの施設の利用を一切認めないものとします。

#### 第17条(会員資格の喪失)

1. 会員は次の場合にその資格を喪失します。

- ①退会
- ②死亡または法人会員における法人の解散
- ③除名
- ④運営上重大な理由による本ジムの閉鎖または解散

2. 前項各号の事由により会員がその資格を喪失したときには、当該会員は直ちに会員証を本ジムに返却しなければなりません。

#### 第18条(会員資格の譲渡禁止等)

本ジムの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為または相続その他包括承継はできないものとします。

#### 第19条(営業日等)

1. 本ジムの営業日、営業時間および定休日(以下「営業日等」といいます。)については別に定めます。

2. 本ジムは、定休日を2週につき1日以上設けることができるものとします。但し、定休日には、第26条または第27条に定める営業の休止による休業日は含まないものとします。

3. 本ジムは、必要に応じて営業日等を変更することができるものとし、その場合、本ジムの会員に対し、当該変更の1ヶ月前までに、書面によって通知するものとします。

なお、一時的な営業時間の伸長または短縮等の変更については、本ジムの会員に対し、事前に本ジム所定の場所に掲示する方法にて通知するものとします。

#### 第20条(営業時間の変更および営業の休止)

1. 会社は、次の各号に該当する場合、本ジムの営業時間を変更または本ジムの営業の全部もしくは一部を休止することができるものとします。

- ①施設の点検、補修または改修をするとき。
- ②法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化等のやむを得ない事由が発生したとき。
- ③年末年始等、その他会社が一定期間の営業の休止を必要と認めるとき。

2. 前項の場合、会社は、本ジムの会員に対し、原則として事前に通知するものとします。但し、会社は、前項第3号を除き、やむを得ない場合においては事前の通知を省略することができるものとします。

3. 第1項の営業時間の変更または営業の休止により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。但し、第8条第5項但し書きの場合を除きます。

#### 第21条(不可抗力による営業時間の変更、営業の休止および閉鎖)

1. 会社は、火災、停電、電力制限、地震、津波、噴火、洪水、台風、雪害、高潮、戦争、動乱、暴動、騒乱、その他本ジムの責めに帰さない事象が発生した場合、本ジムの営業時間を変更、本ジムの営業の全部もしくは一部を休止または本ジムを恒久的に閉鎖することができます。

2. 前項の場合、会社は、本ジムの会員に対し、原則として事前に通知するものとします。但し、やむを得ない場合においては事前の通知を省略することができるものとします。

3. 第1項の営業時間の変更、営業の休止または閉鎖により、会員または第三者に損害が発生したとしても、会社および本ジムは一切の責任を負わないものとします。

4. 第1項の営業時間の変更、営業の休止により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。但し、第8条第5項但し書きの場合を除きます。

#### 第22条(解散)

1. 会社は、前条第1項の不可抗力による場合を除き、やむを得ない事情による場合には、本ジムの会員に対し、3ヶ月前に書面によって通知することにより、本ジムを解散することができます。

2. 前項の場合、会社は、会員に対する特別の補償は行わないものとします。

#### 第23条(休会等および復帰)

1. 会員は、怪我、疾病等のやむを得ない事由により本ジムを1ヶ月以上利用できない場合で、利用する施設が休会または休室(以下「休会等」といいます。)の制度を設けているときに限り、休会等の手続きを行うことができるものとします。

2. 会員は、翌月から休会等の制度を適用する場合は、本ジムが別に定めた期日までにその旨を本ジムに申し出るとともに、本ジム所定の手続きを行わなければなりません。なお、本ジムが別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。

3. 休会等の制度は1ヶ月単位、最大6ヶ月の期間内で適用するものとし、休会制度を適用した会員は、本ジムが定める休会料を支払うものとします。

4. 休会の制度を適用した会員は、申請時に指定した期間の満了後、休会の制度適用前と同様の契約内容で自動的に復帰するものとし、その場合、復帰した月から会費等を支払うものとします。

5. 会員は、当初申請した休会等の期間満了の翌月以降も休会等を延長する場合は、本ジムが別に定めた期日までにその旨を本ジムに申し出るとともに、本ジム所定の手続きを行わなければなりません。なお、本ジムが別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。